

伊豆国式社攷略
萩原正平著
全

特35
827

東京圖書館
新門
第一四部
三四架
類
號

013817-000-6

特35-827

伊豆国式社攷略

萩原 正平/著

M15

ABB-0026



荻原海峯先生著



伊豆國式社攷略 全

版權免許

三島

榮樹堂



式社攷畧序

特³⁵₂₇

夫乃此の山路國如の神のまをる國
ハ福知くまの 大なるまをる乃大神の
くまの民のまをるの十神のまをるの
まをるの神のまをるのまをるのまをるの
まをるのまをるのまをるのまをるの
まをるのまをるのまをるのまをるの
まをるのまをるのまをるのまをるの
まをるのまをるのまをるのまをるの



権田雅夫著

神々人の心なるは神々人の心なる
神々人の心なるは神々人の心なる
神々人の心なるは神々人の心なる
神々人の心なるは神々人の心なる
神々人の心なるは神々人の心なる
神々人の心なるは神々人の心なる
神々人の心なるは神々人の心なる
神々人の心なるは神々人の心なる
神々人の心なるは神々人の心なる
神々人の心なるは神々人の心なる

伊豆國式社及略緒言

一 余此書を編成スルヤ竊ニ望ム所アルニ起ル今ヤ之ヲ公布セムト
スルモ亦望ム所アルニ因ル故先此ヲ辨明セザル可ラズ蓋聞ク祭
祀神祇者國之大典也神聖因焉教ヲ垂給ヒ先皇基焉政ヲ敷タマフ
是ヲ以テ列朝崇敬ヲ加ヘ歳時祀典ニ預リ賜フノ神祇載テ神名帳
ニ在ルモノ是ナリ乃千歳ノ今ニ於テ其政教ノ蹤ヲ觀ツ可キモノ
有リテ存ス焉然則地方ニ棲息シテ苟モ志ヲ備フル者豫メ其所在
ヲ詳ニシ其事蹟ヲ明ニシテ意ヲ保存ノ事ニ留メズハ有ルベカラ
サルナリ抑我豆州官社ノ如キ久ク其傳ヲ失ヒ頗陵替ニ属セル者
斯レトセズ先輩ノ攻述ナキニ非スト雖未其精備ヲ究ムルニ至ル
者アラズ余嘗テ心ヲ此ニ用ウル年有リ矣幸ニ明治革新ノ日ニ丁
リ搜求ノ令ヲ天下ニ頒チ給フヤ之ヲ承テ本州官社ノ事ニ就キ微

カヲ奮フ亦數星霜ニシテ漸ク其端緒ヲ成シ伊豆國式社及証六卷
ヲ編纂シテ上進スルヲ得タリ焉蓋此舉ヤ一大困難ノ事タルヲ以
テ再三攷訂ヲ加フルニ非ザレバ完備ヲ表スルニ足ラザル者少カ
ラズ得隴望蜀ノ念常ニ巳ム能ハザルナリ然而此三四年間本縣地
誌國史編輯ノ事ニ從ヒ官社ノ証蹟ニ於テモ往々發得スル者有ル
ガ如シ於是乎先余ガ所見ノ有ル限ヲ輯成シテ以テ同憂諸彦ノ異
見ヲ詢ヒ之ヲ參酌校讎シテ而將ニ前著訂正ノ本志ヲ果ス所有シ
トス是此ノ書ノ編成セル所以ナリ

一 本州官社九十二座而シテ三島神社ノ外其官社ノ稱ニ適スル者六
七社ニ過ズ略世ニ顯ハレタル者二十社ニ登ラズ其他概衰小ニ屬
シ或ハ堙没ニ墜シテスルノ社ノミ加之近頃余輩ノ見聞スル所ニ
於テ變替日ニ倍甚キ者少シトセス是他ナレ式微ノ極久ク其傳ヲ

失ヒ攷証註進等ノ書成レリト雖イマダ州中ニ遍カラズ官社ノ官
社タル所以ヲ識ル者ナク徒ニ拋擲ニ附シテ顧ザルニ坐スル而已
今ノ時ニ於テ之ガ處置ヲ施スニ非ザレハ未數年ヲ出ズレテ廢頽
ニ歸スル者ナキヲ保ツ可ラズ誰カ之ヲ慨歎セザル可ムヤ余此ニ
見有リ二三ノ同志ト謀リ此ノ書中加フルニ憤啓スル所アルノ語
ヲ以テレ遍ク之ヲ州中ニ分テ而將ニ州人ナレテ詳ニ官社ノ事ヲ
識リ遂ニ意ヲ保存ニ留ムルノ志ヲ振起スル所有ラ使ントス蓋此
書ノ刊行スルニ至レルハ之カ爲ノ故ナルノミ

一 此編固ヨリ確定不變ハ説ト云ヒ難キモノ無キニ非ズ故ニ左ノ四

例ヲ設ケテ標準トナス曰ク是は

例ヲ設ケテ標準トナス曰ク是は

例ヲ設ケテ標準トナス曰ク是は

留メテ余ガ心ヲ編成ニ用ウルノ微衷ヲ諒察セラレハ幸甚

一 毎條引用書ヲ掲ゲテ以テ其説ノ因ル所ヲ明カニス乃神階帳ハ在
廳家ニ傳ヘタル伊豆國神階帳ナリ三宅記ハ三宅嶋壬生氏ニ傳ヘ
タル舊記ナリ帳文ハ渡會延佳氏ノ神名帳考證ナリ國圖ハ寛政ノ
度秦檜丸ノ製セル伊豆國全圖ナリ豆志ハ秋山章氏ノ豆州志稿ナ
リ島志ハ同氏ノ海島志ナリ式考ハ竹村茂雄翁ノ伊豆國式社考ナ
リ駿記ハ東原黙齋氏ノ駿河記ナリ攷証ハ余ノ命ヲ承テ編進セル
伊豆國式社攷証ナリ續攷モ余ガ近比起稿セル伊豆國式社續攷也
未題名ナキヲ以テ註進ハ明治八年中豫テ公達アリシニ基キ舊足
扱ニカク名ヅク註進ハ明治八年中豫テ公達アリシニ基キ舊足
柄縣ニ於テ註進セル管内式社攷証書ナリ註進ノ稱ハ特選ニシテ
カ記サレタルニ因ル特
選ハ舊教部省ニ於テ編纂スル所ノ特選神名牒ナリ此書ハ近比竹
村茂正氏ノ得
ル所ニシテ尤註ト為
然各社ノ攷証事實ハカメテ省略ニ從フ是
ルニ足ルモノトス

攷略ノ名ニ負カザル所以ナリ若之ヲ詳ニセムト欲セハ各其原書
ニ就テ閱了シ給ヘカシ

一 所在未定ノ神社ノ如キ余ガ思フ所ナキニ非ズト雖臆断ヲ以テ輒
ク之ヲ決セズ異日精説ヲ得ルノ時ヲ期セムトス是其數説ヲ列ホ
テ漏サザル所以ナリ

一 郡界ハ古今ノ差異アルヲ以テ毎條現稱ノ郡名ヲ標ゲテ以テ之ヲ
明ニス海中諸嶋ハ古今賀茂郡ニ屬セルヲ以テ特ニ郡名ヲ掲ゲス
讀者ヲシテ内地トノ別ヲ瞭然ナラシメムト欲ス

一 諸社ノ攷証固ヨリ支吾舛錯ナキヲ保ス可ラズ余ガ曩ニ此書ヲ編
成シ大方ノ質正ヲ乞ハムトスル者此ガ爲ノ故ノミ苟モ同憂諸彦
ニシテ其支吾ヲ認メ舛錯ヲ識ルアラハ幸ニ教示ヲ垂レ余ガ意ヲ
シテ満足ノ點ニ達セシメヨ

一書中諸社ノ衰替ヲ歎キ或ハ其弊害ヲ論スルニ至リテハ過劇ニ涉ルノ語ナキニ非ズト雖是余ガ此書ヲ刊内ニ公布セムト欲スルノ微衷ニ出デ、以テ勢然ラザルヲ得ザルナリ苟モ余ガ説ノ可ナル有ラバ其意ヲ取リテ其語ヲ答メソ若シ不可ナル有ラバ請フ忠告ヲ各々勿レ余敢テ其教ニ從フヲ辞セザルナリ
一式社攷証卷首ニ總論ノ一卷ヲ附シテ以テ本州官社攷究ノ標的ト為タリキ今ヤ其中ニ就キ數條ヲ拔萃シ且其足ラザル所ヲ補成シテ此書ノ附録トナシ以テ參攷ニ供セントス

伊豆國式社攷略

荻原正平 謹述

伊豆國九十二座大五座 小八十七座

○賀茂郡四十六座大十四座 小四十二座

伊豆三島神社名神大 月次新嘗

君澤郡三島驛鎮座三島大明神神階 帳 今官幣大社三島神

社是な社傳國圖豆志式考 攷証註進特選續攷 抑當社上古鎮座の本域は

賀茂郡三島和名抄所載郷名即海島の總稱小にて中

世同郡大社和名所載今の白濱村也 郷古奈比咩命神社の地也 伊に遷座後又

○伊豆國式社攷略

○一

今の社地も遷祀せよや聞えた也伊豫國より遷座を云へる説の無誓を
是は論らふ總て當社の事蹟は予が編纂せる三島大社
造もあらず傳記あり爾後復思ひ得たる説有て別々輯記せまく
欲すれば此は掲げ出さるな也

波布比咩命神社

大島波布畧上鎮座波分の大右三宅記 舊稱波布姫明神社
是な也島志式考攷 抑當社のかくる海島に鎮座し給ひ
まづらも千歳の今に至る迄正しき神名のま、稱へ來
れるは尤奇や云ふ處然るに近來諏訪神代合祀して
二座やな一つ、祭事其の他も凡て諏訪の方を主とす

る如く聞ゆるは如何ぞや今の時よ於て本末を正しく
更免祀の處置ある有らまほしけれ

伊賀牟比賣命神社

三宅島伊賀谷村鎮座以がいの后三宅記 舊稱后明神社な
にやす攷註進特選 當社は地理の變遷に因て頗衰替に
屬せよ雖伊賀谷の村名ある伎佐伊の神號ある此の
姫神の御社なると疑を容る、所あらトかし

伊古奈比咩命神社名神大

賀茂郡白濱村長田鎮座當后宮神階帳 舊稱白濱明神社是
なり社傳國圖豆志式 按ふるに當社地たる淳和天皇紀

釋紀に所載天長九年十月三島神伊古奈比咩神二前預
所引に所載天長九年十月三島神伊古奈比咩神二前預
名神此神塞深谷摧高岸平造之地二十町許作神宮二院
池三所神異之事不可勝計であるに當てぬべくや圓丘
鎮^{とくま}海を塞^{ふさ}ぎ高岸常^{とくま}の浪を摧^{くだ}く古松老柏虬枝龍蟠音
よ千年のみよ非ず白砂皓々右濱小雪茂敷き左磯小山
を為す風致殊異なる眺矚の奇なる他よ多く觀るべか
らざるの靈域なりや三島大神中世鎮座の地なるよ
負^{そむ}かずや云はむも過言よ非ざるべし
佐^さ伎^き多^た麻^ま比^ひ咩^め命^{めい}神社
三宅島神^{かみづま}著^あ村鎮座かみつきの后^ご三宅^み舊^{ふる}稱^{なづ}御^み笏^{しやく}明^あ神社

まこととて^{致証註進}特^{とく}選^{せん}變^{へん}改^{かい}今云ふ當社數く變替よ係^かて^て多^た佐^さ伎^き麻^ま比^ひ咩^めの稱^{なづ}は既^{すで}く觀^{かん}音^{おん}幾^{いく}埋^{まい}没^{ぼつ}に屬^{ぞく}せむやさしを幸^{さい}よ三宅^み記^きの棄^すふ所^{ところ}とな^なる傳^{でん}あるを以^{もつ}て其^{その}証^{しやう}蹟^{せき}を詳^{しょう}よ其^{その}事^{こと}得^えて^て蓋^{たが}島^{しま}中の諸^{しよ}社^{しゃ}此^{こゝ}の記^きよ因^よて^て致^ち証^{しやう}註^{しゆ}進^{しん}は^はも^も少^{すく}う^うら^らび若^{ごと}し此^{こゝ}記^きな^らう^うと^とせ^せ望^{ぼう}或^{ある}は沈^{しん}淪^{りん}よ歸^{かへ}り^りも無^なきを保^{たも}つ^つべ^べうら^らび此^{こゝ}記^きの益^{えき}も亦^{また}大^{おほ}なる^らず^ずや

伊^い太^た氏^し和^わ氣^け命^{めい}神社

御^み藏^{くら}島^{しま}鎮^{ちん}座^ざ今^{いま}稱^{なづ}稻^{いな}根^ね神^{かみ}社^{しゃ}なり可^べし^し致^ち証^{しやう}註^{しゆ}進^{しん}當^{たう}社^{しゃ}今^{いま}は人^{ひと}居^いある^ら地^ちよ遷^{せん}記^きせ^せと雖^な本^{ほん}社^{しゃ}は稻^{いな}根^ね山^{さん}上^{じやう}許^こ二^に里^りよ在^あり^りて^て島^{しま}人^{ひと}頗^{おほ}其^{その}威^い稜^{れい}をか^かし^しむ^む

阿豆佐和氣命神社

利島鎮座舊稱阿豆介明神社是なり島志式考致當社ま

た舊蹟を御神山上にあてて小祠存せさて當島御藏島

の如き舊人居なく唯御社のみ立置し事云ふ迄も非ず

多祁美加命神社

新島鎮座だいさむの王子三宅舊稱大三明神社なる可

し致証註進特選今云ふ扶桑略紀に所載宇多天皇の仁和三年

伊豆國就新生嶋圖一張見其画中神明放火以潮所燒則

如銀岳とあるは即此神の異驗に因る事致証に詳し

は又三宅記に因てて致ふるに大三王子は第三王子と

異なりと思ひ混ふべからば

物忌奈命神社 名神大

神集島鎮座舊稱定明神社是なり續後紀島志式考今云

ふ當社地は即仁明天皇紀に所載兼和七年の神作に係

まると四宮院の一西北角有新作院とあるに當りて前岸

の削成せる後壟の聳立る當昔の景迹髣髴存せしが如

き神域にまむ有とける

波夜多麻和氣命神社

賀茂郡相玉村井の垣内鎮座おほるの明神神階相玉天

神宮金鼓今稱天神社なりと致証註進特選

伊波例命神社

同郡長津呂村石廊崎鎮座いづらひめ明神帳今稱

石室神社俗云石廊なまると及証註今云ふ當社地は本

州の極南大洋に突出せる岬角なり故云伊豆祠は海

上より臨める懸崖の石室より下視すれば片岸數十丈

波浪洶涌慄然として之を久くにべらるる光奇異の神

域なりと云ふべし

伊豆奈比咩命神社

同郡大賀茂村鎮坐いづな姫の明神帳舊稱走湯神社

なまると及証註今云ふ舊社地は伊豆崎、姫子淵等の稱

存せぬは証とを可し

阿米都和氣命神社

三宅島阿古村鎮座あめ今宮社傳及今稱富賀神社

なまると及証註古來三島大神伊古奈比咩命を合祀

して三坐とり蓋三島大神上世三島鎮座の本社は此な

む可し今は一島の總鎮守として祠域の廣き社殿の崇

き尚古の盛大を証せぬよ是也

波夜志命神社

同島神着村風早山鎮座へむむのみ三宅舊稱はうけ

の神社なりと及証註今は甚小祠なりと神威較著と

して島人の崇敬淺うらび

優波夷命神社

八丈島大賀郷鎮座いなばねの后三宅記 舊稱優婆明神社

是なり社傳島志 今云ふ優波夷の文字は梵語も同稱あ

きは良し社傳島志 若くは或は又後人の杜撰ならんも知る

べり予思ふ所ありて致証し記しおけるを見る可し

片菅命神社

三宅島神着村鎮座かたむげのみこ三宅記 舊稱かつその

社なるべし致証社 今進特選は廢替よおよび唯御笏神社の域

中よ一小祠を存するのみ

久良惠命神社

同島久良濱鎮座くらいのみこ三宅記 舊稱久呂明神社或

久良濱明神と久良濱なり致証社 當社も亦衰小よ屬を蓋

諸島中數々噴火の災ふ罹る或は崩墮或は埋没して地

理の變更幾回なるを知らべうら其の遷替の社多き

職として此よ由り官社搜求の難きも亦宜なるうふ

夜須命神社

所在未定同島伊豆村鎮座やまのみま三宅記 舊稱嶽が平

明神社致証社 同島坪田村御嶽神社致証社 續致の

く所由あるが如し雖未証蹟顯はせず

奈疑知命神社

賀茂郡繩地村鎮座なつひめの明神神階帳舊稱子安明神

社なる可し式致致註進特選今云ふ當社子安の稱ある何の故

まゝを知らばと雖方俗此は因て恩頼を祈るは神驗著

明まゝと嗚呼神祇の情狀人智を以て測る可らば

加彌命神社

三宅島神着村かみいの杜鎮座かねのみ出三宅舊稱二

宮なりと致註進特選今云ふ當社既は廢類は係る蓋加彌

命は佐伎多麻比咩命の御子神八柱の内第二は當ま

は二宮の稱あるもて証とま可らりけて

互良命神社

所在未定同島伊豆村神山鎮座てらいのみ出三宅舊稱

ていの神社なるも致註進特選此亦衰替の小祠なり抑佐

伎多麻比咩命の御子神八柱の中互良夜須二神の証蹟

未詳なる説を得る蓋三宅記は因りて按ふるは鎮座の

地は神着伊豆二村の内を出ざる可しかの島有志者力

を搜索し盡して其神蹟を明瞭はまゝの策なくはあ

可らば

許志伎命神社

八丈島大賀郷鎮座五郎の王子三宅舊稱古寶明神社な

於可し致証註今は優波夷命神社は合祭して二坐と一
一島の總鎮守と崇む

多た祁け伊い志し豆づ伎き命の神社

所在未定なけしの明神神階賀茂郡本郷村高馬鎮座八

幡神社致証の一説同郡見高村見高神社致証註進同郡

青野村三島神社社傳致証及三社の内孰をならむいよ

が確証あらばき更

久く爾に都つ比ひ咩や命の神社

新島式根鎮座みちのくちみとの大后三屯奮奮捕捕泊泊大

后明神社なまるとい致証註今云ふみちのくちのくちも

泊も共よ式根島の稱なり抑式根嶼は本島を離る、西

方一里程よありて素よ里棲息する者なく唯船舶の泊

する島あるのみ其島の左右奇巖怪石突立横卧激浪

常よ白蛇を怒らし青龍を走らるるの状あり世間多く

觀る可らざるの域と云ふ可し

伊い波は乃の比ひ咩や命の神社

三宅島坪田村鎮座つばのの后三宅今稱二宮神社三坐

の一坐な於お登のし致証註今云ふ同村字神戸比岩屋觀音

のある所舊社蹟よ可く思ふ由ありて致証よ記し置

け里果して然らば既く侵襲よ又平田翁の説よ内地賀

茂郡雲見村淺間神社に當てたをとりぬの社は全く磐長いわなが姫命ひめのみことを祀る舊社にて同神に非む此は別と致記せるものあれば就て知ふ可し

杉梓別命神社

賀茂郡田中村鎮座ほまじけの明神又社傳舊稱木宮明

神社是なり社傳國圖式致今云ふ世に河津の木宮と稱

に神驗著明よして衆庶の欽仰淺らざるは遍結く人

の知せるが如し

多た那な富ふ許す都と久く和わ氣き命のみこと神社

同郡柿崎村武峯山鎮座をけふこじけの明神神階舊稱

武峯神社是なり國圖致註進特選續致今や本社既に廢類に屬し

隣里本郷村及び中村等小分祀せる小祠ありて僅に其

神名を存するのみ慨歎に餘ありと謂ふ可し村人志有

らは速小一社宇を再建して神名を無窮に垂おの擧

るくはあむべからず若衆は村社三島神社に

伊波久良和氣命神社

所在未定いはくらあけの明神神階同郡八幡野村鎮座

來宮神社註豆志致註同郡子浦村八幡神社社傳國圖續致二社の

内なるべし按ふに子浦村は舊社迹に岩倉の地名存せ

ると聞く果して然らば所由あらむも知るべからず

意波與命神社

同郡本郷村土濱一岩山上鎮坐いはよひめの明神神階帳

今稱淺間神社なるべし致註の一説註一岩山は其形象

の似たるより世々下田富士と稱を淺間の稱あるも蓋

比より原けるまり山上あるを以て祠亦大ならん

阿米都加多比咩命神社

同郡下小野村鎮座おほつるまひめの明神神階帳今稱三

島神社なる可し致註の一説註進續致

阿治古神社

大島野増村鎮座太郎の王子おほひ所三宅今稱大官神

社なる可し致註進特選今まほ阿治古の地名僅に存せりと

雖數噴火の變遷より係るを以て其舊址を詳しむを得

ざるは遺憾と云ふ可くこと

伊波比咩命神社

賀茂郡一色村鎮座いはひめの明神神階帳舊稱姫宮明神

社なること因圖致註進特選今云ふ村名の一色は石姫の轉訛

よやと云ふ説あり是や非や

阿波咩命神社

神集島長濱鎮座なかはまの右三宅舊稱長濱明神社是

なり古史傳島志式致抑當社地たる頗聚落を隔けるを

以て漸く陵替よ及べりと雖是即仁明天皇紀に所載兼
和七年の神作に係する四宮院の一東北角有新造神院
とあるに當りて巖壁伐波の景勝山川飛雲の風光千歳
の下坐さうらに當昔の神異を回想して去るに忍ばざらしむ
今の時よ於て保存の意を施し天下よ多うらざらぬの神
蹟をして埋滅し歸をざらしむるの處置を有らまほし
き猶余が海島日記に就て其の詳細を窺ふべし

志理太宜神社

三宅島神かみ着村鎮座志しののみみ記三宅舊稱志しとと明
神社なりとし進進特特撰撰註註當社すすでではは瑣尾瑣尾を究めて上古の

景迹存するものを見ぞ

南子神社

同島同村南子山鎮座ななおおのみみ記三宅今稱南子神社是
なりなり帳帳攷攷証証註註當社南子の稱今よ高しと雖既よ衰替
のの一一小小祠祠ななとと抑抑ううのの島島はは三三島島大大神神上上古古鎮鎮座座のの本本域域な
るるをを以以てて其其島島中中のの諸諸社社官官帳帳にに載載るるものもの凡凡てて十十二二座座皆
是是大大神神のの右右神神なりなり御御子子神神なりなり就就中中神神着着村村はは佐佐伎伎多多麻麻
比比咩咩命命のの本本居居ににしてして其其御御子子神神八八柱柱式式悉悉皆皆内内村村中中或或はは近近傍傍
をを鎮鎮座座のの地地とと以以然然るるをを從從古古數數回回のの噴噴火火にに罹罹てて業業已已よ
變變更更にに属属するするものもの少少ううららばば今今よよ於於てて興興存存のの事事よよ從從は

むは未數年を出ずして沈淪し歸せざるを得べしらば
誰の之を歎のざるべき余大に望む所ありて三宅島壬
生氏に詢らむと凡聞ちらく氏が家は神裔を以て數世
神官を辱なくし古來島政を掌り島民の屬望を受る淺
くならずと是皆神恩の厚し出る云ふまでも非ざ切し
請ふ氏と率先志を此より立了同憂諸士と謀り佐伎多麻
比咩命の社殿を清潔崇高に創建して同神を正座とし
八柱の御子神を左右相殿に配祭して以て神名を無窮
に存し恩頼を千歳に仰ぐの舉あらむ事を然る時は則
上は以て神恩の厚し報じ下は以て島民の屬望し答へ

而して孝を祖先に伸べ功を後昆に垂る何事か之より加
ふるを得べき嗚呼氏と鞠躬盡力幸し余が言を空しく
する事勿し

伊波氏別命神社

賀茂郡岩殿村鎮座いはでわけのみ神階今稱諏訪明
神社なりや及証註進待是今亦小祠やなる旧説ふ二十里を
隔て志君次郡梅名村右内神社を當たるは迂繆も亦甚
しからずや

總都佐和氣命神社

同郡大瀬村鎮座をつささけの明神神階旧稱王子明神

社なるべしの致証及註進又同郡須崎村兩社明神ならむ
やの説あれが諦なる准據を得ぬ

大津往命神社

同郡妻浦村鎮座おほつゆき姫の明神帳神階今稱三島神
社二座の一座なる可しの致証及註進一説よ本郷村波布
姫神社よ當たれがかの社は大島波布比賣命神社の遷
宮なりや云ふ説よ據るを以て今は採ざるなり

波知神社

大島泉津村波治はち鎮座次郎の王子をな三宅所記舊稱
波治はち明神社是なり島志致証當社亦村落を離るたる

山谷間よありて例の衰替よ屬せりや雖現よ波治はちの地
名存る波治が尾の間波以て証やすべくなむ

布佐乎宜神社

賀茂郡逆川村鎮座おさ免いはるはのみ帳神階今稱三
島神社二座の一なるべしの致証及註進又同郡筏場村上
佐賀野三島神社所由あらむも知るべからず能く探ぬ
まほしくく

佐々原比咩命神社

同郡笹原村鎮座さ、はら姫のみ帳神階舊稱姫宮明神
社是なり國圖豆志式致當社今は社域秋溢祠宇瑣小

とや雖笹原の村名及び姫宮の社號ある確然として動
くべくも非ず蓋國中官社の或は陵遷變替せるに因
て強ふ疑を容がたき此を以て類推すべきのみ

竹麻神社三座

月まの明神帳神階 各所分祀す其の一座は同郡宇石村
鎮座月間神社是なり式致致註 其二座は吉佐美村三島
神社なり註 其三座は湊村若宮神社なり註
進特撰註 今云ふ此三座を豆志より本郷村八幡神社
同村一岩山竹彦神社柿崎村武峯山神社小當をきや
はず致証續致等より辨明せるを見り知るべし

加毛神社二座

加茂の明神帳神階 まと分祀せり其一座は同郡下賀茂村
鎮座舊稱加畑明神社是なり註 其二座は同郡
加納村三島神社なり註 此他數説あれ
ず准據正しからざれば記し出さず

○田方郡二十四座大一座 小二十三座

荒木神社

田方郡原木村鎮座あらき明神帳神階 舊稱鞍掛明神社
是なり註 國圖豆志註 附云ふ同郡多田村熊野神

社同祀荒嶋明神また荒木神社なりや云へる説あり果して然らむは分祀せる社や定めむは難なかるべし

父梨神社

君澤郡中島村鎮座とくなりの明神階舊稱天地明神社なるべし致証續致蓋社地續きよてなりの地名存するは決して父梨の稱の轉訛なる事云ふまでも非ず如の地蔵世よ名高し他のものを辯みて我がものかほよ辨び居るは中子の得手ならむら

輕野神社

田方郡松瀨村鎮座狩野の明神階舊稱笠卸明神社なりや致証續致蓋社地續きよてなりの地名存するは決して父梨の稱の轉訛なる事云ふまでも非ず如の地蔵世よ名高し他のものを辯みて我がものかほよ辨び居るは中子の得手ならむら

らびや雖今や狩野組二十余村の郷社と列せられあり致証以來定まりたる官社の世と頭はとある本神の如きは未あらざるなり

倭文神社

君澤郡長伏村鎮座くまとの明神階舊稱鋏手明神社なる可し致証及び註進此の他數説あれや皆臆断を遁なきは未あらざるなり

高橋神社

同郡松本村鎮座高橋の明神階今稱高橋神社是なり式致証蓋此の致証は既く延喜式攷異藩松江村茂雄

翁の式社考の端を閱られたるに基く抑該二書の如き
僅々數葉に過ぎずと雖斯の如く攷説の麻柱に備ふるも
の少らげ故に此に附記して其功を知らしむむと
附云ふ當社素よと狹隘の祠域なるも亦多く社木を伐
れるより大に風致を失へと近比諸社に此事の專行は
るは無端あざの極や謂ふべし

長濱神社

同郡長濱村麻坂鎮座長濱の明神神階 舊稱神明社是な
り図圖豆志攷 當社頗衰替に屬したれや顧る者なきか
如し又祭神を伊勢大神なりや云おは神明の稱に拘め

る臆断よて其實に符ふべし

久豆彌神社

所在未定賀茂郡岡村鎮座今稱葛見神社図圖豆志攷
説同郡熱海村熱海の湯の明神神階 今稱湯前神社攷
進の一同郡八幡村來宮社攷 証及ひ註進の 三社の内孰を
説特選 同郡八幡村來宮社の 一説及 註進の 三社の内孰を
らむ確定めがむしうて來宮神社は神階帳の多の明
神多の字の下見を脱したるよて多見の明ならむの能
く攷へまほしき事におそ

石徳高神社

今は分祀して二社なり其一是君澤郡北江間村鎮座小

いの、明神神階今稱豆塚神社神階進特選註其二を田方郡寺
家村八幡神社社傳豆志攷証ありやの蓋地理の變更ふ
因て分祀せる例少らるに等しく是同神あり何ぞ驚
しく其の本末を詳ふ事を為べき

伊加麻志神社

君澤郡堀切村益山鎮座高山の明神神階舊稱三島明神
社なりとい式攷証註進特選攷今云ふ當社久しく埋没に係り
寺域益山の偏偶僅ふ一小祠を存するのみ蓋實地の景
迹や豆志の記す所や因て既く其の略有る係れ
を知る噫浮屠の狡獪妖狐も啻ならず其の奸曲を認む

るもの誰の之を黙焉に附すべき飽まで其の罪を世に
聲して筆誅を加へずはあむべうらむべ

廣瀬神社

田方郡田京村鎮座廣瀬の明神神階今稱深澤神社なり
也攷証註進特選攷かくて三島大社の攝社廣瀬神社は遷祀
せる社なることや同一く楊原神社の例の如く抑當社地
たる上古は所謂狩野川に沿て東西より浮橋川大澤川
流れきて落合ふ所なるよに廣瀬を稱したることやの
大和國廣瀬郡廣瀬神社の坐す廣瀬の河合や同一く土
地の形象よに起くる地名よに委しくは攷証續攷等

み辨へ置るを見疑ひあらざり

小河泉神社

駿河國駿東郡湯川村鎮座小河泉の明神帳神階今稱熊野

神社是なり豆志駿志致証註進社號の泉は地名なる事

近古泉庄の稱ありは更よも云はず今猶方俗の唱ふ

る所なるは証とするに足るべくとむ

大朝神社

所在未定おほまきの明神帳神階同國同郡下香貫村鎮座

山宮神社豆志駿志静岡君澤郡大場村赤玉神社致証及

の一説賀茂郡上白岩村大宮神社致証の一説三社おのく

縁由あるが如し

玉作水神社

駿河國駿東郡上香貫村鎮座玉作の明神帳神階今稱玉作

神社なるべし豆志駿志致証及註進抑此の玉作水は

玉作川水を川に用ゐたる例は三代よて玉川村君澤郡

東の村名に因ありげされや未准據を得ざれば論らふ

こやを得ず

揚原神社名神大

同國同郡下香貫村鎮座をきはらの明神帳神階舊稱大宮

明神社是なり豆志駿志致証及註進の三島大社の攝

社揚原神社は後遷祀せるものなり抑豆州の官社中
 名神大社五座なり而して三島神社は官幣大社に列せ
 らる其の他の三社も既に縣社の格に進めらる然り當
 社其の一に居て由緒の確なる欽仰の素ある祠域の大
 なる少も他を譲る可らず而るに依然沈滞して未崇敬
 の典に預ららば抑之を上請するものなきを將上請す
 るも有司の不問に附する或は他州に属せるが爲の
 故の余其原由を知る能はず竊に此疑を起すや云ふ
 加理波夜須多祁比波預命神社
 賀茂郡宇佐美村留田鎮座たまたの明神階今稱天神

社是なり社傳因圖致天神の稱は後遷祀せる神跡に
 已起せるなり然るを今は却て天神の方をのみ主と
 せるもの、如きは本末を違へてや云ふべし

劔刀乎夜爾命神社

君澤郡戸澤村鎮座舊稱劔刀神社なるべし因圖豆志致

續今は一小村の土神にして頗陵夷を極むまゝ社地小
 河原の稱あるを思ふに神階帳の河原の明神あらむも
 知るべからず能く探ねまほしとなむ

火牟須比命神社

賀茂郡伊豆山村鎮座伊豆山神社なりやす伊豆山祭神

特今云ふ神名帳致証に同社攝社雷電社を當たるゝが
選の社は伊豆山神社の舊蹟もや日金山上と存在を
遷祀せるも固より支吾や云ふべからば抑當社中此
より佛役二徒の弊害と陷と紛錯を究め正しき神名を
とへ五里霧中と迷失して殆知るもの無きと至りたり
一を特渡會氏其の雲霧を披きて世上と掲げ出らざり
は卓出の見や云はむも適當とあらざるべし

白波之彌奈阿和命神社

同郡上多賀村鎮座たんかいの明神神階今稱上多賀神
社舊稱日なる可一説註今云ふ當社の祭神を
示舊稱日なる可一説註今云ふ當社の祭神を

寛永度の上棟文に賀茂郡阿波命を記せるは舊彌奈阿
和命なりや云へば傳のありを既に郡界の錯雜る
心著すの比咩命に附會せるならむも知るべからず
又君澤郡谷田村多賀神社は非トかや思ふ説あらず
准據を得ずや雖參攷のたえ記しおく

金村五百君和氣命神社

田方郡奈胡谷村鎮座奈胡谷の明神神階今稱杉崎神社
なびやす致註抑當社の神名業已に埋没に垂とせし
の特神階帳あるを以てこそ辛辛して攷証する事を得た
とけき若一此の帳あるとせば何を楷梯楷梯として其の堂

室より入巴蘊奥を究むる事を得む他社より此の帳ある
の此の類是に因りて之を觀せは此の帳の賜物も亦大
少なりすなむ謂はざるべけむや

引手力命神社

君澤郡江梨村大瀬崎鎮座瀬の明神帳神階今稱大瀬神社
なる處致証註進そもく當社の地たる本川西北隅
海面に斗出さる岬角ふりて風光特異眺眺絶佳駿豆山
海の景勝集えて顧眄の間よあむ春夏の交舟を泛べて
奇を此よ探るもの多きも亦宜なるうれ

金村五百村咩命神社

田方郡仁田村鎮座たむらの明神帳神階今稱初姫神社な
む致証註進蓋神名の五百村咩は五百都比咩の錯
誤より其の五百都比咩即轉りて初姫はなむたむら
えむ如此訛なるらも正名を云ひ傳へたるはいゆ珍ら
し

阿米都瀬氣多知命神社

君澤郡梅名村鎮座今稱右内神社なる可致証註進今
云ふ當社傍に梅津の池の舊蹟あり梅名の村名は此よ
巴起さむやうや蓋其の宇米都は神號の阿米都よ巴轉
とる稱あるべくぞ聞えたる當とむや否や

劔石床別命神社

所在未定田方郡葦山町瀧山鎮座たき山の明神神階今
は廢絶ニ属す註攷証の一説君澤郡谷田村なつめの明神
神階今稱御嶽神社社傳國圖賀茂郡八幡野村來宮神社
續攷の三社の内孰レも決レて云ふ事を得ず附云ふ瀧
山の神蹟は豫レく仲子の奄有する所やなレて上古の蹤
跡存するを見ずいでや今の時ニ於て恢復の旗を立て
有志を嘯集する者あらむ誰レの憤起して一臂の力を助
けんや欲レきざるもの有らむや
鮑玉白珠比咩命神社

君澤郡木負村鎮座宮玉の明神神階舊稱赤崎明神社是
なり國圖豆志攷當社今は屬里赤崎十數戸の土神の如
くレして頗衰兆を顯すに至る蓋聞ク所ニ因キは近比
本村御嶽神社を合祀シて一村の鎮守ト崇ルむやする
の議起シてレも果シて實際ニ施すニ於ては永久保存の
美舉ト稱スるニべき事ナらニし

○那賀郡二十二座並小

箕勾神社

那賀郡峯輪村鎮座みのこみ明神神階舊稱神明社なる

べし証註國圖豆志攷當社例の衰替に屬して上古の景迹存
するものなり又同村天神社あり頗舊祠あり社宇も
略大なきば心引る方なきに非ず故に附記して後の
參攷に供ふ

伊志夫神社

賀茂郡石部村鎮座神階今稱石部神社是
なり國圖豆志攷今云ふ伊志夫の夫は火の誤ならむや
式の攷異証註進特撰云へるを善や此村名も素石火ありを後
よ今の如く更ためたるよ豆志証註進特撰云へるは暗合や謂
つべくや

伊那上神社

那賀郡中村鎮座神階今稱高嶺神社な
る可攷証進續攷舊説神階宮内村上之神社神階也せる説の辨正
を事長ければ此攷証進續攷云はず攷証續考等神階に詳悉せるを見
て知るべし

仲神社

賀茂郡宮内村鎮座おほと神階の明神神階今稱上之神社
なり攷証進續攷本神を中村高嶺神社神階に當たる説は概
ふべし抑仲伊那上伊那下三社攷証の如き各舊説
の在あるを以て諾ふもの少うも知るべし然

也や雖余が此の説を立てる大に見る所ありて而右に發
以固より軽々地を致下するもの非ざるまで故其の
當否の決に至りては方々將來に期する所なくは有る
べうく豈夫信を不信の人より取るを欲せむや

井田神社

君澤郡井田村鎮座るたの明神神階舊稱大古久明神社
是なり圖進特選今云ふ當社地に接近して井立山妙田
寺あり讀經の聲は朝に社殿より響き唱題の鼓は夕に神
域を動もす他社より往々見る所なりや雖未此の如き
は非ず藪藪も亦甚しや謂ひつべき哉

伊那下神社

那賀郡江奈村鎮座いなりの明神神階今稱舟寄神社
なるべし致証註舊説は松崎村下之神社に當たるも亦
謬なるものやす

仲大歳神社

賀茂郡松崎村鎮座なのおほとりの明神神階今稱下之
神社なるべし致証註さて此の大歳は地名なることや上
の仲神社をさへ神階帳におほやしの明神あるよし
著明し猶致証し詳しせるを見るべし附云ふ特選は伊
那上仲仲大歳伊那下四社の説を舛誤られたるは註進

本より支吾ありより起まるるべし今は其の原稿進註
の正しきより従ひて記す

多爾夜神社

那賀郡安良里村鎮座たよやの明神神階今稱多爾夜神

社或は三島神是なり國圖豆志致今云ふ舊説より多爾夜

は谷屋今云ふ屋も谷或は註進特選なりや云へばは大谷小谷即

地社なやの地名あるよも適ひて従ふべき説やこそ云ふ

可かたれ

多胡神社

同郡田子村鎮座多胡の明神神階舊稱八幡神社二座の

一座なるべし國圖豆志致今云ふ聞が如きは當社近來

他より遷祀するの説起てしが紛紜あて果すこと能は

ずや其の如何を知らばや雖千數百年鎮祭の社地を轉

く動かすことやは神慮測るべからず尤注意せずは有る

べしやざる事よこそ又属里井田子三島神社所由ある

社よやや覺ゆまば例の漏りかたると

宇久須神社

同郡宇久須村宮原鎮座宇久須の明神神階舊稱三島神

社國圖豆志致抑當社祠宇宏に社域廣くして官

社たるよ註進特選耻すや雖近來頗荒蕪汚穢よ屬するもの、如

きは窮乏慨する所なきに非ず

部多神社

君澤郡戸田村鎮座神階今稱戸田神社舊稱三島

明神是なり因圖豆志致今云ふ當社の如き冠するは

田の稱號を以てし祀るは村落の正中を以てす式社の

面目備はれり云ふべし且該村たるは豆州屈指の大郷

より了尤富豪多きの土地なり抑此地より此社ある

苟も意を崇敬保存し留むる者輩出するに於ては亦何

をり加ふる事を乞ふ

佐波神社二座

那賀郡仁科濱村鎮座神階舊稱三島神社二

座一座は八幡蓋一座は神階帳の

ゐる明神に當りぬべくや古説一座を大澤里村

白川山王に當りたるや固より槐なき附會の説にて取

るに足らず

布刀主若玉命神社

同前村属里富洞鎮座二浦若玉姫の明神神階舊稱神明

社なるべし因圖豆志致今は祠域狹隘より官社の面

影存するを見れば村人又拖擲して関せざるもの如

國柱命神社

賀茂郡岩科村鎮座國はしら姫の明神神階帳舊稱神明社

なすやす攷証註進特選續攷今云ふ當社の舊社なることやは云ま

くも更なれや豆志神祠の部特ふ摘出して疑を遺され

たる其草稿は直に國柱命に當られたりに驚き百方求訪を尽して漸く

攷証の端緒を成り至り秋山氏豆志の如き舛謬なき

に非ずや雖亦將來二期して發せしむるもの此類枚舉

に違あらば其功多きよ君のや謂はむも証言に非ざる

可

稻宮命神社

君澤郡土肥村鎮座いなごやひめの明神神階帳舊稱神明

社はなす豆志攷証註進特選當社頗陵替に屬せり余嘗て其の故

を聞持る事ありや雖思ふ旨あまば此に云ふは異日時

を待て發する所ありむやに又稻宮の稱あるや祠邊の

稻季夏の初に熟す故に稱すや豆志に云へるが如くな

らむや

石倉命神社

同郡小下田村鎮座いさくら姫の明神神階帳舊稱淺間神

社なる式攷攷証註進特選蓋當社の形象たる元立せる山岳

上の石室中に立給へるは石倉の稱に符へばやすべく

や又聞くもや當社の神璽は圓く美はしき石よて坐し
を去り安政の度火災に罹る時遂に放失給へばやの
惜しき事の極や云ふべくなむ

國玉命神社

同郡戸田村戸田畧口御濱鎮坐國玉姫の明神神階舊稱
諸口明神社なりやす致証註進
特選續攷今云ふ近來此の姫神に
辨天の稱號を負せて恬やして疑はざるが如きは咄々
怪事ならざるや

魁玉命神社

同郡八木澤村小池鎮座みうあま姫の明神神階舊稱神

明社なるべし致証註進
特選續攷當社近來式微を究め殆廢替し

屬せむやす抑延喜式所載の官社村中し鎮座するもの
幾の其の村里の光榮ならざるを得ず今や其の頽轉し
及はむやするを誰の傍觀坐視するに忍びむ速に一社
殿を再興して神名を將來に垂き恩惠を後昆に蒙らし
むるの舉なくは有るべからざるなり若しくは村社三
島神社は合祭せ
むも可なり他社も此類少からず苟も志を此に振起す
者あるに於ては何の難き事か之あらむ是余の各地
の有志者に切望して止まざる所以なるをみ

國玉命神社

那賀郡阿良里村綱屋崎鎮座とろき姫の明神神階 舊稱
諸越神社又浦守社 なごやす致証註進 當社も亦衰替の
小祠なり抑當社の祭日村民擧てて粳米粉の餅を供ふ
るを例や、祭事畢てて遍給く諸人よ與ふ之を國玉くはたま 餠
や唱へ來れとやろや蓋是正しき神名の此の案餅あんぱん 遺
れるものや聞えたとはいや珍らき事なごか

豐御玉命神社

君澤郡土肥村鎮座とよみたま姫の明神神階 今稱土肥
神社一稱八 なごやす致証註進 今云ふ浮屠の狡譎あやま 惡む
べし誅むべし夫本州中舊談小區數村の如き舊來彼徒

の流幣りうへい 子罹る淺々ならび愚民を盡感し神祠を褻せう 黷し
頗猖獗を究めたる言よ勝へざる也乃此の土肥神社の
如き振古の神かみ 壘うゑ をは那地なぢ への投棄して由もなき佛籍
所謂法そごう を龕中こんちゆう 安置せるを目撃したるき井田戸田小
土肥諸村も亦此の類の幣害へいがい 知らざるを見る痛惋す
るよ餘ありや謂ひつべし蓋之を知るもの誰か筆誅を
加へざる有らむや

青玉比賣命神社

同郡小土肥村鎮座青玉姫の明神神階 舊稱八幡神社三
神を配なご なる可し 進特撰しんとくせん 續ぞく 致し 註しゆ なほ此他數說あれや因

據正一からざれば記一出ず凡て諸社の傳説此類少一
やせず社記や云ひ口碑や云ひ考證學牽強附會証やするよ
足るもの幾希も是意を取捨よ用るざるを得ざる所
以よこそ

伊豆國式社攷略終

伊豆國式社攷略附錄

式社攷証總論提要

一 延喜式神名帳ニ所載天神地祇總三千一百三十二座社ニ
百六十一處前
三百七十一座ナリ蓋神名帳者上古ヨリ朝廷ノ官祭ニ預
リ給ヘル神社ヲ記サレタル書ナルガ延喜ノ式ヲ撰定セ
ラル、時ニ取載ラレタル者ナリ延喜ノ度ニ定メラレタ
ルモノト思フハ恠ハス
抑神祇ヲ祀リ給フ事ハ大政ノ基本ニシテ皇朝ノ大道ナ
ル事云フ迄モ非ズ光仁天皇ノ詔ニ祭祀神祇國之大典云
云神祇令ニ凡天神地祇者神祇官皆依常典祭之ナド有ル
カ如シ然而其ノ神祇ハモ八百萬千萬神ト坐入中ニ別ニ

所由アル神々ヲ國々所々ニ社定メテ歲時祀典ニ列シ給
ヘルナム此ノ帳ニハ載給ヘルナリケルカクテ此ノ帳ヲ
古記ドモニ神帳ヲ
神祇官帳官社帳ナド稱ヘ或ハ官帳トモ徒ニ帳トノミモ
云ヒサテ其ノ帳ニ載ラレタル社ヲハ幣社官社ナドモ云
ヒ或ハ式社トモ云ヒ又其ノ官社ニ坐ス神ヲ
本神ト云ヘリト神名帳標目私考ニ見エタリ

一伊豆國九十二座大五座小トアル座ハ神ノ事ニテ九十二
八十七座
神ト云ハムガ如シ凡テ座ハ神ノ數ヲ云ルニテ社數ニハ
非ズ社ニハ若干處ト云ヒ神ニハ若干座ト云フ例ナリ加
毛神社ニ座ノ如キ社ハ一處ニテ祭神ハ二柱ニ坐ス故ニ
二座ト掲ゲタルナリ又一社ニ數神ヲ配祭セル時ハ其ノ
主タル神一座ヲ除キ社ハ主神一
座ニ係ル其ノ他ヲ總テ前ト稱ス

ル例ナリ帳ノ首ニ社若干處前
若干座トアル是ナリ竹麻神社三座ノ如キ主神
ハ一座ニテ前ハ二座ナルガ如シ然レモ又其ノ一社ノ祭
神ヲ總ベ數フル時ハ主神ヲモ合セテ若干座ト稱フルナ
リ此類辨ヘ置スハ有ル可ラス

一大若干座小若干座トアルハ社ニ大小ノ別アリシ也中社
モア
リシ由ナレ
ト詳ナラス蓋天下ノ官社三千一百三十二座ニシテ大社
四百九十二座此ノ内三百四座ハ祈年幣上月次新嘗ノ祭
ニ預リ給ヒ就中七十一座ハ
相嘗祭ニ預ル一百八十八座ハ祈年國幣ニ預
リ給ヘルナリ小社二千六百四十座此ノ内四百三十三座
ハ祈年案下官幣ニ預リ給ヒ二千二百七座ハ祈年國幣ニ

預リ給ヘルナリ大小社ノ區別之ヲ以テ知ルベシ

一名神大ハ名神ニ預リ給ヘル大社ト云フ事ナリ按フルニ
名神ノ稱ハ崇敬ノ他ニ特ナルヨリ稱へ奉レル事トハ窺
ヒ知ラル、物カラ又止事ナキ神ノ名神ニ預リ給ハヌモ
坐スヲ思フニ別ニ故アルナラムモ知ル可ラス蓋官帳所
載名神三百九座ニシテ臨時祭式ニ名神祭二百八十五座
ヲ標ゲラレタルヲ觀レハ事トアル時ニ臨ミテ御祈ノ爲
ニ三百九座ノ中ニテ又特ニ祭祀スル例社ヲ定メ置給ヘ
ル事ト推知セラル、カシ

一 祈年 月次六月 十二月 新嘗ノ祭ヲ四度ノ幣ト稱ヘテ當昔朝

政ノ重キ例式トセサセ給ヒシ也蓋祈年ハ二月四日年穀

ノ豐穰ヲ祈リ給フ祭典ニテ天下ノ官社盡ク預リ給フ唯

官幣案上國幣ノ別アルノミ月次ハ諸神ノ天下ヲ平安ニ

鎮護シ給フヲ月毎ニ報祭シテ猶以往ノ御祈シ給フ祭事

ナルガ取總ベテ六月ト十二月ノ兩度ニ行ヒ五ヒシ也新

嘗ハカノ祈年ノ報賽トシテ十一月中卯日新穀ヲ奠リテ

祭ル故ニ新嘗ト云ヘル也カクテ月次新嘗トモニ祈年祭

案上官幣ニ預リ給フ三百四座ノ神ヲ神祇官ノ齋院ニ於

テ座別ニ案上官幣ヲ奠リテ祀リ給ヘル例ナリケリ四時 祭式

二其ノ幣物ノ數目ヲ委曲ニ載ラレタル
ヲ見テ其ノ式ノ數ナリシヲ知ルヘシ

一伊豆國三郡官社九十二座甚過多ナルガ如キモノ其ノ縁
 由ナカル可ラズ蓋按フルニ本州諸神ハ學三嶋大神隨從
 ノ神ニシテ古昔大神ノ威稜著明ニシテ豫ク崇敬ノ典ニ
 舉ラレ給ヘルヨリ其ノ諸神モ亦逐次官祭ニ預リ賜ヘル
 物トゾ想像ラレタル淳和天皇紀二天長九年十月伊豆國
 三嶋神伊古奈比咩神二前頭名神此
 神塞涇谷推高岸平造之地二十町許造神宮二院池三處神
 異之事不可勝計トミ工仁明天皇紀二承和七年九月伊豆
 國言賀茂郡有造作島本名上津島此島坐阿波神是三島大
 社本后也又坐物忌奈乃命即前社御子神也新作宮四院石
 室二間屋二間閣室八基云云十月奉授阿波神物忌奈乃命
 從五位下以伊豆國造嶋重驗也ト見エタルナトヲ思ヒ合
 スベ熟古昔三郡ノ景迹ヲ攷フルニ田方郡速ク開ケ和名
 所
載十二幅員廣キニ村數凡百六十餘村アリ但郡界ハ舊式
 郷アリ幅員廣キニ村數ハ今ニ因ル下之ニ倣ヘ式

社二十四座アリ賀茂那賀二郡ハ遲ク斥ケ和名抄所載賀
 茂五郷那賀三
 郷ア特ニ山谷海濱嶋嶼ノミニテ村落多カラザルニ賀茂
 海島共ニ九九十餘村賀茂郡式社四十六座那賀郡二十二
 座アリ抑斯ノ如ク田方郡ノ前ニ開ケ土壤廣キニ少ナク
 賀茂那賀二郡ノ後ニ拓ケ郷邑鮮キニ多カルモノ豈他ノ
 故アラムヤ皆三嶋大神所屬ノ神々ナルヲ以テ大神鎮座
 ノ奥堰タル三嶋ニ近キ二郡ニ多ク鎮祭セルノ外ニ出ザ
 ルノミ本州官社ノ多數ナル全ク此ガ為ノ故ナラムカシ
 一 中世以還郡界ノ錯雜セルヨリ其ノ准的ヲ迷誤シテ正鵠
 ラ失スルモノ少カラズ式社攷求ノ切ヲ收メムトスル先

之ヲ辨知セザルベカラズ蓋古ニ所謂三郡ノ位置ヲ按フ
ルニ攀天城ノ山脈ニ隨テ三面ニ鼎別シ山東ハ即大川村
ヨリ以西伊濱村ニ至リ七十餘村ト諸島トヲ以テ賀茂郡
トシ山西ハ即雲見村ヨリ以北井田村ニ至ル三十餘村ヲ
以テ那賀郡トシ其ノ他山北一圓東西ニ貫キ百六十餘村
ヲ以テ田方郡トシテ全國ノ體面ヲ備フ然而賀茂郡漸ク
山西山北ニ突入シ駿河ノ國亦我西北端ヲ侵シ君沢郡ヲ
那賀田方ノ間ニ新置スルニ至リテ雜糅相究ノ犬牙相接
ス於是乎古ニ所謂那賀郡ハ君沢賀茂ノ二郡ニ掠メラレ
田方郡ハ駿州及君沢賀茂二郡ニ略ヒラレ各其三分ノ一

ヲ存シ特賀茂郡那賀田方ノ地ヲ襲フテ其區域ヲ廣ムル
ニ至レルノミ此編之ヲ標的トシテ上古三郡ノ位置ヲ定
メ各社ノ所屬ヲ詳ニシテ編纂ニ就ク故ニ現稱郡名ノ如
キハ每條下ニ掲ケテ以テ辨別セザルヲ得ズ

一 諸神多ク其命ト神名ヲ以テ稱セルモ固ヨリ三嶋大神所
屬ノ神ニシテ振古本州ノミニ事蹟ノ傳ハル神等ナリ然
則此ヲ神典歴史ニ就テ其神ト同神也其命ノ異名也ナド
求ノムハ適フベカラズ其ノ一二ヲ云ハバ賀茂郡伊波氏
別命トアルモ神典ニ所謂石戸別神ニアラス田方郡引手
力命トアルモ手力雄神ニアラス那賀郡國柱命トアルモ

因乃御柱神ニ非ズ本州鎮座ノ諸神概此類ト知ルベシ先
輩意ヲ此ニ注ガズ徒ニ古典ニノミ拘泥セルヲ以テ其精
竅ノ説ヲ得ガリシハ遺憾ト云フベシ

一 神名ニ冠辞ヲ置ル例アリ劔刀石床別命鮑玉白玉比咩命
等ノ類此ハ既ク上田某ノ冠辞攷
続貂ニモ云ハレタリキ斯カラズ又阿米都瀬氣
多知命阿米都賀多比咩命等ノ阿米都多祁美加々命多祁
富許都久和氣命等ノ多祁モ一ノ美稱ニ冠ラセタル辞ニ
テ他ニ意アリト見ムハ慚フベカラズ

一 社牒ニ地名ヲ冠シテ稱へ来レルモ他國ニ聞ユル社ト同
神ト見ムハ精シカラズ譬へハ田方郡倭文神社ハ然負ス

ベキ由アリテ起リタル地ニ鎮座セルヨリ倭文ト冠ラセ
タルニテ大和國葛木倭文坐天羽雷命神社ト同神ニハ非
ズ同郡廣瀬神社モ然稱スベキ土地ノ景象ヨリ負セタル
稱牒ニテ其ノ地ニ祭祀セルヨリ廣瀬ト冠ラセタルニテ
大和國廣瀬坐和加宇加乃賣命神社ト同神ニハ非サル類
ナリ其他之ニ準ジテ知リ辨フベシ

一 地名ヲ冠ラセテ某神社トアルト神名ヲ以テ某命神社ト
アルト自ラ定マレル例アリテ混淆セズ蓋地名ヲ以テ稱
セルハ概三島大社同神或ハ后神御子神ニシテ前ニ本社
アル神ノ社ト聞エタリ神名ヲ以テ稱セルハ同シ后神御

子神、雖始メテ御名ノ出タル神等ナリ其ハ賀茂郡四十
六座ノ内地名ヲ以テ稱セルハ三島神社竹麻神社三座加
毛神社二座ノミナリ三嶋大神ハ固ヨリ諸神ノ渠師ニマ
セバ最初ニ載ラレム事ハ論フ迄モ非ズ竹麻神社三座ハ
大神ト阿波咩命物忌奈命ニ坐シ加毛神社二座ハ大神ト
伊古奈比咩命ニ坐スニヤト覺ユレハ前ニ神名ヲ以テ稱
セル本社ヲ掲ゲテ而後再々同神ヲ祀レル社ヲ出セルニ
テ此ノ兩社竹麻加毛ノ最尾ニアルハ此ノ所謂ニ因レルナリ
田方那賀二郡ハ是ト異ニシテ地名ヲ以テ稱ル社ヲ始ニ
載タルハ既ニ賀茂郡ノ方ニ神名ノ出タル神ニ坐セハ前

ニ頭ハレ始メテ神名ヲ載タル社ハ皆之ヲ後一列ネタル
ナリ田方那賀二郡ニ地名ヲ冠ラセタル社故ニ田方郡ニ
十四座ノ内荒木神社ヨリ楊原神社ニ至ル前ノ十四座ハ
皆地名ヲ以テ稱シ賀理波夜須多祁比波須命ヨリ鮑玉白
珠比咩命ニ至ルマテ後ノ十座ハ神名ヲ以テ稱セルナリ
那賀郡二十二座ノ内箕勾神社ヨリ佐波神社ニ座ニ至ル
前ノ十三座ハ悉ク地名ヲ以テ稱シ布刀主若玉命ヨリ青
玉比賣命ニ至ル後ノ九座ハ神名ヲ以テ稱セルナリ然則
田方郡五作水神社ト有ルモ五作川ト云フ地名ニシテ水
神ニハ非ズ若シ水神ナラムニハ神名ヲ那賀郡仲大歳社
記シテ末ニ例ヌベキ例ナリ

トアルモ仲大歳ト謂フ地名ニシテ大歳神ニハ非ズト知
ルベキナリ

一前説ヨリ推究シテ攷フルニ賀茂郡四十六座ノ内三嶋神
社竹麻神社加毛神社ノ外阿波神社阿治古神社志理多宜
神社南子神社波治神社布佐宇宜神社トアル六座モ決メ
テ命ノ字ヲ脱セシナラム其ノ由ハ阿波神ハ既ク文徳實
録名神祭式等ニ阿波咩命ト命ノ字アルニテ論ナク南子
志理太宜ニ神モ命ノ字アリシ事ハ三宅記ニ佐伎多麻比
咩命ノ御子神八柱ヲ記シテ一ヲハナシ即南子命ニヲハカ
即加三ヲバヤス 即夜須命四ヲハテシ 即良命五ヲハ志
即加三ヲバヤス 即夜須命四ヲハテシ 即良命五ヲハ志

理太 豆命 六ヲハ即久良 七ヲハ即片 八ヲハ即
む即波夜ト列ネタルヲ式ニ夜須命豆良命トアルニテ
疑無ク聞ユレバ此ノ他ノ三神モ命ノ字ノ脱タル事推知
セラル、ヲ以テナリ

一州中ニアラユル宦社近古俗ニ唱へ来レル稱弗當ニ一二
ノニニ非ズ或ハ明神或ハ三嶋明神ト云ヒ地名ヲ 或ハハ
幡或ハ神明等ノ類甚多シ神階帳ニハ 如キ稱号ノ起リシヲ
ハ遺後ノ事ナ 過ズ又權現ト稱セル事也 然リト雖皆原由
アリテ所謂ナク稱シタルニハ非ズ其ノ一二ヲ云ハ明
神ト唱へ来レルハ三嶋大神カ又其ノ所屬ノ尊キ神ニ限

レリ八幡ト稱タルハ概大神ノ御子神ニシテ始ニ若官ト
稱へ終ニ八幡ト訛リタルモノト知ラレハ幡ヨリ起レ合祀
モア神明ト云ルハ皆姫神ニ坐スヲ思フニ必縁由アリテ
稱セルナル可シ按フニ本地大日ナド、唱ヘタル然則八
幡ノ稱ニ因リテ應神帝ト定ノ神明ノ号ニ從テ伊勢大神
ト思ハムハ稱フ可ラズ其ノ他ノ稱弗ミナ此ノ類ニシテ
思ヒ得タル説アリト雖煩冗ヲ厭ヒテ掲ゲ出デザル也
一本州式社攷究ノ証左ニ供スヘキハ伊豆國神階帳ヲ以テ
最トス蓋此書ハ當國在廳家ニ傳ヘタル舊記ニシテ尤正
シキモノ也群書類聚本ハ誤多シ今其ノ原本ニ因テ記ス然リト雖三島大社ノ

社ノ内ニ招祭セル神ハ其ノ本社ヲ掲ゲズ海島ノ官社ハ
悉ク漏レタルナド舛錯シカラザレバ今委シク辨明セン
トス蓋式内諸社ノ神位ハ從四位上以上ニ進ミ給ヘルニ
ヤト覺ユル由アレバ先之ナ心ニ留置テ此論ハ下ニ次々
攷フルニ式ニ所載賀茂郡四十六座ノ内正一位二座從四
位以上二十一座合セテ二十三座ハ内地ニ坐ス神ニシテ
皆此ノ帳ニ載タリ三嶋大神ハ今ノ社地ニ遷祀シタレバ
伊古奈比咩命ハ賀茂郡ニ鎮座セルヲモ大神ノ次ニ一
品當后官トアルハ同殿ニ請レテ奉祭セシニ因レバナリ
其ノ他ノ二十三座ハ海中諸嶋ニ坐ス神等ニシテ必三嶋
大社内ニ請レテ奉祭セシ事疑ヒナク聞ユレバ大神等ノ

次ニ神名ナ一々載ラルベキニ阿波咩命一座一品ナノミ
記サレテ其ノ他一座モ見エズ然リト雖大社ニ於テ神名
ナコソ傳ヘサレ祭典毎ニ見目御六體御加六十六王子ト
唱ヘ神殿ニ奉幣シテ祭リシハ決メテ古例ノ遺レルニテ
必其神名モ有リシガ後ニ脱シタルニコソト思ヒ定メテ
其ノ漏タル諸神從三位以上七座物忌奈命阿米都和氣命
阿豆佐和氣命波布比賣
命佐伎多麻比咩命多那美加々命從四位上以上十五座伊賀牟比咩命伊波
乃比賣命久爾都比
賣命優波夷命阿治古命波治命南子命加兼命夜須命豆
良命久良惠命志理太豆命波夜志命片菅命許志岐命
補ヒ加ヘテ數フルニ内地ニ坐セル二十四座ト合セテ四
十六座ニシテ式ノ數ト能ク符ヘリ田方郡ハ從一位二座

從四位上以上二十三座合セテ二十五座ニシテ式ノ數ニ
一座増セルハ即式外ノ神ノ授位ニ預レルガ加ハレルナ
リ那賀郡ハ從四位上二十四座ニシテ式ノ數ニ二座余レ
ルモ式外ノ社ノ加ハレルナリ抑此ノ攷說ハ此ノ帳ト式
ト合ハヌ所アルニ既ク疑ナ起シカノ時々増位アリレニ
照シテ數ヘ見シニ物忌奈命以下從三位以上ノ神七座從
四位上以上十五座足ラザレバ決ナク錯脱アリシ事ヲ覺
リカノ見目御六體十六王子ノ稱アルコソ小縁ナラザラ
メト意ヲ留メ三宅記等ノ說ニ因リテ后神六柱御子神十
六柱物忌奈命ナモ加
ヘテ數ヘタル也諸島ニ鎮座ナル事ヲ知リ此神等コ

ソ漏給ヘルナメレト致へ定メ上件補ヒテ式ト照シ合ス
ルニ少カモ疑ハシキ所ナク能ク適ヒテ始メテ具備セル
モノトナリ式ノ神名ノ埋没セルモ此帳ニ記サレタル稱
號ト地名等ニ因リテ窺ヒ知ラル、類數カラズ遂ニ官社
攷究ノ功ヲ奏スルニ至ラムモ此ノ書ノ有ルニ因ルト謂
ハザルヲ得ズ尤珍異ノ書ト稱ヘツベクナム
一位千眼大佛正一位天滿天神トアルハ後人ノ換入ナラ
ムモ知ルベカラズ其ハ式ニ當ベキ神ノ無キハ更ニテ階
級ノ極位ナル給号ノ他ニ異ナル疑ヒ多ケレバナリ又賀
茂那もつさるけの明神トアルハ式ノ總都佐和氣命ナル
ヲ正五位下トアルハ決メテ誤ナリトスサルハ式内諸神
ノ位階ハミナ從四位上ニ進ミ給ヘルニ協ハザレバ也抑
諸神ノ事ハ文德天皇紀仁壽元年正月甲戌朔庚子詔天下
諸神不論有位无位叙正六位上トアルヲ始メテ次々増

階アリシヲ算フルニ天慶三年正月六日永保元年二月十
日永治元年七月十日治承四年十二月十三日元曆二年三
月四日建仁元年二月十三日長元年二月二十日建治元
年七月二十日永徳元年二月二十四日ト數度ニ及ベレバ
此ノ帳ヲ記サレタル康永前マテ九度ナリサレバ天慶以
前正史ニ見エテ五位以上ヲ授ケ奉リシ神ハ三位以上ニ
進ミ給ヒ其ノ余ハ天慶ノ度正六位上ニ叙セラレシト後
ニ定ノテ數フルニ弘長ノ度ニ既ニ從四位上ニ進ミ給ヘ
外ナリ事著明ナルモノナリヤ

一次ニハ三宅記ト云フモノ有リシニ因ルニ稱ハ先輩ノ唱ヘ
島前田氏各一本ヲ傳ヘ其ノ他數本アリ島々縁起式ハ三
島大明神縁起トモ題名セリ今ハ數本ヲ校合シテ正シキ
ニ從蓋此ノ書ハ古キ傳説ノ遺レルニ佛徒ノ傳會ヲ加ヘ
テ記セルモノト見ユルガ中ニハ正シキ説モ鮮シトセズ

海島鎮座ノ諸神ヲ攷求スルニ至リシハ此ノ書ノ賜物ト

謂ハムモ過當ニ非ズ其ノ他伊豆峯記税祠簿等アリト雖
証トスルニ足ルモノ無レバ煩ハレク論ハズ

一此ノ書ノ編纂ニ臨ミ蒐集セル本州式社攷述ノ書多キガ
中ニ秋山章氏ノ豆州志稿ヲ以テ尤全備セルモノトス今蓋
ヲ以テ之ヲ觀レハ差謬多シト雖全州諸社ヲ枚擧レテ其
ノ傳説上梁文ノ類ヲ漏サズ掲ゲラレタルニテ益ヲ得ル
モノ其ノ他渡會延佳氏ノ神名帳考證竹村茂雄翁ノ伊豆
國式社考ヲ始メ參及神名式神社叢說等アリト概上ニ標
シトス飯田守年竹村茂正小川信邦石渡延美諸氏ノ考説
七慮十數種ニ至ル然而其ノ用ウベキ限リハ之ヲ採摭シ
タレバ今詳悉スルヲ要セズ各條下ニ就テ閱テスベシ

松方内務卿閣下ニ於テ呈スル書ノそへかき

此の式社攷略のふみと世におほやけかせむ事歟、請ひまをせる
ハ去年の九月十五日なりけり。然るに、いづくほどもなく其の草稿
をそへて、更におまぬし出つべき由の命あむらうける。余はそをか
思へらく、延喜式神名帳を記し給へる神々の御社は、いふはやく
官府より、おまらうの証しなま至る書あるを、いふを兼はれ。吾や
も此私おほのすべきものふも有らざるべし。然は、何れを、余が
此の書攷遍く國內におほらうらさう欲するを、思ふむ、有りて
なり。其の故由、さうえおげさう、いづくほどもなく見ゆべし
き。いづくかやまむと、おほらうらさう、いづくほどもなく、思ひおほらう、有らうる條

條を書きつづけ、稿本あそつて、松方内務卿のみもや承上呈
つるハ、十月二十八日にもむ有りける。ついで、十一月二十二日
いふ、允可なり。ありて、世にひろむる事はなうみたり。此をお
もふ、余の素志の貫徹らむ表徴ゆこそや最うれしき也。故こた
び此の上呈書をも、あつて小記しをへて、上木の功竣へむやす。見む
人哀許のわざや、あまうづつも有るべけれど、本書をおほやけ
ぬする縁由故人とも知らせしむるは、思ふあつたの、舒めが
たくてなうか。

明治十四年四月二十七日

萩原正平あすす

布衣萩原正平。恐惶頓首謹テ白ス。頃者上
書シテ。嘗テ編輯スル所ノ伊豆國式社攷略
上版之事ヲ請フ。未幾ナラス。更ニ原稿ヲ添
テ上請スベキノ命アリ。正平謹テ承焉。將ニ
之ヲ上ラムトシ。別ニ一書ヲ副テ敢テ懇請
スル所アラムトス。正平聞之。祭祀 神祇者。
國之大典也。神聖因焉垂教。先皇因焉敷
政。列朝ノ崇敬。歲時ノ祀典。敢テ怠リ或ル
コトナカリキ。夫其崇敬祀典之 官社。載テ

神名式ニ見レ。鎮シテ各國郡ニ在リ。乃其政
教之蹤。千載ノ今ニ觀ツベキ者アリ而存焉。
然則地方ニ在テ。志ヲ此ニ存スル者。豫メ其
所在ヲ詳ニシ。其事蹟ヲ明ニシテ。意ヲ保存
ノ事ニ留メズハ有ルベカラサル也。抑我豆
別ノ官社ニ於ル也。久ク其傳ヲ失ヒ。頗陵
夷ニ屬スル者。蓋十之六七ニ居ル。先輩ノ攷
述ナキニ非ズト雖。未其精確ヲ証スル者ア
ラス。於是。正平謗劣ヲ顧ス。意ヲ此ニ用ル年

有リ矣。幸丁 明治革新之日。頒 官社索隱
之 令於天下也。正平養乏縣知事之托。而其
事ニ預リ。微力ヲ奮ヒ。星霜ヲ重ネ。而漸ク端
緒ニ就キ。伊豆國式社攷証編進之功ヲ奏ス
ルヲ得タリ焉。側ニ聞ク 官府地方之編纂
スル所ヲ輯メテ。以テ天下之 官社ヲ罔羅
シ。一大完備之書ヲ成シテ。詳明ナラサル所
無シ矣ト。皇政之隆運ニ遭遇スルニ非ル
ヨリハ。安ゾ此盛舉ヲ仰クヲ得ム耶。然而正

平之見聞スル所ヲ以テスレハ。則豆別官
社ノ衰替。日ニ倍甚キ者少シトセス。蓋式微
之極。偶正平等之攷說アリト雖。未別中ニ遍
カラサルヲ以テ。能ク官社之官社タル
所以ヲ知ル者ナク。徒ニ拋擲ニ附シテ。省ザ
ルニ坐スルノミ。今ノ時ニ於テ。豫メ非有爲
之處置。則未幾年ヲ經スシテ。廢類ニ歸スル
者アルヤ必矣。詢有志者ノ默止スルニ忍ヒ
サル所也。正平嘗テ望ム所アリテ此書ヲ編

ス。今又加ルニ憤啓之語ヲ用テシ。將ニ之ヲ
別中ニ播シ。別人ヲシテ遍ク官社ノ事蹟
ヲ識リテ。意ヲ保存ニ留ル所有ヲ使ントス
ル也。惟恐。正平淺見寡聞。多疎漏紕繆之說。或
觀者ヲシテ適従スル所ヲ失ハシメ。剩素志
ノ果サハル所アラムヲ。今也幸有命而徵
原稿。伏願閣下一々垂照覽。正平微衷ノ存
スル所ヲ諒察シ。速ニ允可ヲ賜ヒ。其疎繆
有ルカ如キハ。幸糊牋下附。正平ヲシテ盡ク

筆削ヲ加ヘテ之ヲ梓行スルヲ得セシメム
 事ヲ誠若斯則信ヲ別人ニ取ルニ足ム信ヲ
 州人ニ取ラハ則 官社之事州中ニ詳明ナ
 ルヲ得ム。官社ノ事列中ニ詳明ナルヲ得
 ハ則意ヲ保存ニ留ル者アラム意ヲ保存ニ
 留ル者アラバ則 正平ノ微志始テ貫徹スル
 所アラハ矣。何ノ奉力之ニ加ヘムヤ。懇請已
 ム無ク威嚴ヲ瀆冒ス。布衣 萩原正平。恐惶頓
 首謹テ白ス

版權免許 明治十三年十一月廿二日

出版 同 十五年六月三十日

定價四拾錢

静岡縣平民

著者 萩原正平

伊豆國君澤郡
 小坂村拾三番地

同 縣平民

出版人 小西又三郎

同 國門郡
 三島駅六百拾壹

